

第七回 参議院農林委員会會議録第三十四号

昭和二十五年四月二十九日(土曜日)午後三時十九分開会

本日の会議に付した事件

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣送付)

○委員長(楠見義男君) それでは只今から農林委員会を開会いたします。

本日は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案を議題にいたします。最初に坂本農林政務次官から提案の理由の説明を伺いまして、引続き質疑に入りたいと存じます。

この問題につきましては水産関係でこの法律の中にもありますように、漁港施設に関する補助の提案もございまして、本来ならば水産委員会と連合審査をいたすべき筋合でありますけれども、会期も切迫いたしておりますし、水産委員会でもいろいろの法案を抱えになつておるようでありますから、便宜水産委員会の方から御出席を頂きまして、この委員会でも御審議を願うことにしたのであります。水産委員会から専門員の林君が御出席になつておりますので、予め御了承を頂きまして、委員外でありますけれども林専門員の御発言を随時許可することにいたしますから、予めその旨を御了承頂きたいと思ひます。それでは最初に坂本農林政務次官から提案理由の説明を伺います。

○政府委員(坂本實君) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置

に関する法律案の提案理由を説明いたします。

申すまでもなく我が国におきましては、自然の環境上各種の災害が頻る多にに加へまして、戦時中の治水対策の不備等の事情も加わり、近時は災害が相繼いで頻発いたしまして、貴重な農地その他の施設の被害は、巨額に上つております。

政府といたしましては、戦後国家財政逼迫の中を可能な最大限の財源を割きまして、これらの災害の復旧費につき助成を行い、災害の速かなる復旧に努力致して参つておりますが、今後におきましても治水治水の根本対策とともに災害の復旧に力を注いで参りたいと考えております。

この趣旨におきまして、従来は、単に災害復旧は、補助要綱に基いて行なつておりましたが、この際これを法制化し、補助の対象、基準内容等を明確にし、国の政策を明らかに致しまして、一は以て農山漁民各位に安心を与え、と共に一層災害復旧を促進して参りたいと考えるのであります。

何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

○委員長(楠見義男君) 尚それからもう一つ御了承を頂いておきますが、政府委員ではありませぬけれども、農地局の災害復旧課長が出席して随時御答弁申上げることについて予め御了承をお願いしたいと思ひます。災害復旧課長の方から、今の提案理由に

ありましたように、これは現在の補助要綱を法制化したところいうことになつておるんですが、現在の補助のやり方と、この法律によつてやり方の違ふ点がありますれば、その点を先ず御説明をして頂きたいと思ひます。

○説明員(川名進一君) では私代りまして、今度の法律と従来やつておりました法律との異なる点を御説明申し上げます。

先ず第一に今回の法律と前の補助要綱とを比べてみますと、従来は災害復旧事業を行うには地方の知事において一まとめにしまして、国は県に対して補助をする、それから県が事業に対して補助をする、こういうふうになつておりましたが、今回の法律によりまして、国は事業をする者に補助をする、こういうことになつたわけでございまして、これは第一條に「災害復旧事業を行う者に對し」云々というところになつております。それからその次に違ひますところは、この補助の補助率、それから補助の基準、つまり災害復旧事業として取上げる基準をその法律の中に確定したわけでありまして、それからもう一つは従来国の補助に對しまして、府県、或いは市町村でそれに任意にプラスして補助しておつた金額でありましたが、今度の法律によりましてこれを地方の公共団体に義務付ける。つまり五條の九号にありますように、農地、農業用施設又は林道に係るものは当該災害復旧事業費の十分の一に相当するものを交付

しなければならぬ。それから市町村等の維持管理に属する漁港施設に係るものは、十分の二・五に相当するものを交付しなければならぬ、こういうふうな義務付けであります。この二つの点が非常に従来と違つておる点であります。それからこの補助の対象になります基準につきましては、従来は公共農業用施設につきましては、一ヶ所当たり十五万円という補助要綱になつておりましたが、この中に今度の農地も含まれて、従来公共施設は十五万円、それから農地につきましては普通一ヶ所五町歩以上の所を補助の対象とする。それから零細農、零細経営、つまり全国平均八反五畝以下の経営の場合には一回地三町歩以上を補助の対象とする、こういうふうになつておりました。が、今回これを面積の制限を廃して一括して一ヶ所十五万円以上、こういうふうな緩和したわけでありまして、それから今一つ変わります点は、二條の七項にありますが、一ヶ所という考え方を、従来は五十メートル以内の距離のものは一ヶ所だ、というておりましたが、今回の五十メートル以上であつても、それが連続してあるものは一ヶ所とみなす。それからもう一つは五十メートル以上であつても、それを分離して施行することによつて効用上差支がある、こういうものを一ヶ所として補助の対象にするということに考えておるわけでありまして、それから今一つ変わります点は、この災害復旧事業を原形に復旧することを目的とする、こ

れは二條の五項にございまして、これは従来も原形に復旧することを目的としておつたのでありますが、その取扱におきましては必ずしも適當ではなく、多分に考慮を要するものも実はあつたと思ひますが、この点を二條の六項によりましては「つきり」といふたしまして原形に復旧することが困難なものと、不適當な場合と二つに分けて原形に復旧するものと同じように扱ふ。それから原形に、復旧することが不適當な場合、つまり原形に復旧するだけでは或いは再び災害を起すとか、その他いろいろの支障のある場合、これは原形に復するまでを災害復旧事業として扱ひまして、それ以上のものは、それ以上の費用については補助の対象にしない、こういうことになつておるの大きな変化であります。それから、補助率につきましては、これは従来やつておりましたのと、変わりません。それから大体これで大きな違ひのところは申上げたと思ひますが、最後の附則におきまして従来やつておりました災害で特に高率なものにつきましては、従来通りの補助率でやるということも條文に書いております。簡單でありますから、大体以上が今までの大きな違つた点であります。

○委員長(楠見義男君) この法の附則の南海震災は法律で従来と同様にするために、こういう例外を設けているというのですが、この参考のために配付

された既往災害復旧事業並補助率調です。それで行くとき農地は十分の九といるのがありますね。例えば高知県、ところが、これで行くと農地は十分の八・五となつて、〇・五が落ちてくるのですが、これは補助が現実になるわけですか。

○説明員(川名進一君) 下ることはなと思います。

○委員(楠見義男君) 逆に農業施設は十分の六・五がこの表で行くと上つてくるのですが。

○説明員(川名進一君) この南海震災は……この中で高い方だけを上げたわけですが、十分の九……

○委員(楠見義男君) 高い方だけを上げる……これで行くと、附則では農地は南海震災で高知県は十分の八・五になつておりますね。ところがこの資料で行くと、高知は十分の九に補助がなつてくるのですが、農地の方は下つてくるのではこれは問題だらうと思ふのです。

○説明員(川名進一君) 書き損じだと思ひます。これは従来通りに行くと思ひます。

○委員(楠見義男君) そうすると農業施設の方も頂いた資料の間違ひでしょうか。

○説明員(川名進一君) 十分の八・五と十分の九になるわけでございます。農地が十分の八で農業施設が十分の九になるわけですが、事務費の所が十分の八・五、これが下へ下がるわけですが。

○委員(楠見義男君) そうすると資料の間違ひですね。大体附則にある率は現在の率と違ひないわけですか。

○説明員(川名進一君) 違ひないわけ

○委員(楠見義男君) それから新潟の融雪地すべりについても同様ですか。

○説明員(川名進一君) これも同様です。

○委員(楠見義男君) それから南海震災の漁港についても同様ですか。

○説明員(太田國宏君) 漁港の方の率を申し上げます、これは都道府県災害土木費国庫負担に関する法律というのが明治四十五年にあります。これが現在建設省と運輸省の土木事業に対して適用されているのであります。それで漁港につきましても、これは一般港灣の災害と同様に考えられるので、今回その法律と補助率をつかり合せたものでありますから全部受つておるわけでありま

○委員(楠見義男君) その補助率は本文の十分の六・五、或いは十分の四・五、これになるわけですね。

○説明員(太田國宏君) そうでございます。

○委員(楠見義男君) そうすると今までの南海震災で継続しておるものはないのですか。その補助率はどのくらいですか。

○説明員(太田國宏君) 六・五でございます。

○委員(楠見義男君) これと同じですね。

○説明員(太田國宏君) ちよつと下がるわけですが、四・五になるわけでございます。災害のものは、都道府県のもの、市町村のものと両方のものがあります。市町村用のものは十分の四・五、都道府県用のものは十分の六・五となります。従来と全部同じでこれが十分の六・五ということになっております。

○委員(楠見義男君) そうすると市町村用のものだけが下るわけですね。そうすると同じ南海震災のものが農地関係は、従来通りで、水産関係だけが二割下る、こういうことになるわけですね。

○説明員(太田國宏君) そうでございます。併しこれは従来は、都道府県の負担はなかつたのであります。これが二・五を都道府県が持つということになりますから、結果におきましてはやはり十分の七になつて、市町村或いは漁業組合の方に行くわけでありま

○委員(楠見義男君) 逆に言えば〇・五殖えるわけですね。

○説明員(川名進一君) そういうことになるわけでありま

○委員(楠見義男君) それから附則で、「昭和二十一年」云々のところで、昭和二十五年における補助率については、左の区分によるものとするとおるのですが、これは大体南海震災については二十五年に終了するといふ見通しでこういふふうになつておるか。或いは二十六年にならばこの南海震災の補助率も一般並に下る、これは止むを得ない。こういう考え方はどうか、どつちですか。

○説明員(川名進一君) これは大体南海震災は本年度で終る、こういう考えであります。

○委員(楠見義男君) これから御配付頂いた参考資料の、先程の既往災害復旧事業並補助率調、これの復旧費という欄ですね。これはその他の災害もあるけれども補助の対象になつた復旧費だけを考へておると見ていいわけですね。

○説明員(川名進一君) 他の災害と申しますと……

○委員(楠見義男君) 補助の対象にならない災害。

○説明員(太田國宏君) これは補助の対象になつたものだけだと思ひます。

○委員(楠見義男君) 補助の対象になつていない災害、例えば耕地復旧とか、最近そういうものが出て参りましたね。そういうようなものの災害復旧費というものが加えらるるとこの金額はどのくらいになりますか。

○説明員(川名進一君) これは耕地復旧が落されたのは二十四年度だけなので、殆んど今まで採用されなかつたというものはないわけですが、ですからこれに入つておらないのは考へておらないわけでありま

○委員(楠見義男君) ちよつと申上げますが、今の資料の復旧費とか、補助金は大体前の数字がありまして、予算としましてはもう一つ表を差上げておるんですが、その方が、現在の数字とはつきり合つておるわけでありま

○委員(楠見義男君) この二つの方が正しいわけですね。農地関係公共事業災害復旧費調の方が正確なわけですね。

○説明員(川名進一君) そういふわけでございます。

○委員(楠見義男君) 農地関係公共事業災害復旧費調というこの表をちよつと説明して下さい。

○説明員(川名進一君) 一番左の災害区分、これは昭和十八年災害以来の農地関係だけでございまして、十八年

災害以来の全部をここに挙げてあるわけでありま

○委員(楠見義男君) そうしてその二十四年災害のところには直轄の二億二千四百三十二万七千四百というのがあるんですが、従来は直轄の災害はありませんが、二十四年度の直轄の災害がここに出ておる。これはさつきの説明の際の国の補助金の場合と同じ数字になつておる。それで一番左の復旧総事業費、二番目の国庫補助金、これが総事業費に対する国の負担する経費であります。そうしてそれが総額で三百七十一億五千三百九十四万二千七百九十四となつておる。その内訳を申し上げますと、次の表の二十四年度迄国費認額この欄の上と下と両方になつておる。上がちよつと見にくいのであります。復旧事業費でありま

○委員(楠見義男君) ちよつと申上げますが、その下の括弧が国の経費でありま

○委員(楠見義男君) それからその次の欄の二十五年度予算と申しますのはやはり上が復旧事業費で下が補助金、こういうことになつておる。この二つの欄を足しまして一番左の国庫補助金から引きますと、それが二十六年度以降に降るわけである。そうして二十六年度以降に降るものが合計としまして百九十九万七千八百四十六万二千四百つたり二十五年度の予算を引いて、来年度以降に降るものが補助金としてこれだけつたりこれだけの経費を支出しなければならな

○委員(楠見義男君) ちよつと申上げますが、その次の二枚目の方は、これは上の表が総括表でありまして、次の表が農業施設とに分けた内訳の表であります。

○委員(楠見義男君) 一番上が総括表なんでございましてね。

○説明員(川名進一君)　そうでござい  
ます。それから一番最後が林道関係、  
それから漁港関係もやはり同じような  
書き方になつております。

○委員長(橋見義男君)　二十六年度以  
降分というは補助をする上におい  
て、補助を受ける団体に対して約束を  
しておるのですか。

○説明員(川名進一君)　これは約束は  
しておりませんが、台帳に載つておる  
わけです。これは必要額を査定いたし  
まして台帳に載つてゐるからどうして  
も補助の対象になる、こういう数字で  
ございます。

○委員長(橋見義男君)　予算が、必要  
な予算が取れなければ、段々と送つて  
行くわけですね。

○説明員(川名進一君)　はあ。

○委員長(橋見義男君)　水産関係で林  
さん何かありましたら……

○専門員(林達磨君)　水産専門員の林  
でござい。委員長が出て御質問す  
る予定でありましたが、私が代りまし  
て二三点質問いたしたいと思ひます。

これは大蔵委員会御質問申上げるの  
が本筋であるかも知れませんが、水産  
関係と密接の関係がありますので、農  
林当局からも御答弁を頂きたいと思ひ  
ます。それは只今大蔵委員会にかつ  
ております昭和二十五年年度における災  
害復旧事業費国庫負担の特例に関する  
法律案というのが出ております。一口  
で言へば、一般土木費の災害復旧費は  
全額国庫で負担するという建前の法律  
でござい。これは私が申上げるま  
でもありませんが、シャープ勧告の線  
に沿う法律でありますが、同じ性質  
の法律であります、片方の一般土木  
に関する費用は全額国庫で負担する、

但しこれは昭和二十五年年度の臨時のも  
のでありますけれども、そういう方針  
の法律案が出てゐるわけであり。私  
の聞くところによりますと、更に二  
十六年度以降もこれを実施して見て、  
その結果によつてシャープ勧告の線に  
沿うて全額を国庫で負担して行くとい  
う方針で進められるようであります。

ところが本日御提案になりました農林  
水産施設災害復旧事業費国庫補助の  
暫定措置に関する法律案、これは根本  
の建前はどこまでも一部分を国庫補助  
でやるという従来の建前と全然違つて  
おらないと思ひます。私がこのことを  
申上げますのは、つまり農林水産業が  
将来損をするような結果に陥るのじや  
ないかという一つの懸念をいたします  
ので、特にお考えを聞いておきたいと  
思ひますが、つまりこれは一面から考  
へますと、現在の予算の枠内では、  
成るべく工事面積を狭めて行くとい  
う建前から、こういう一部分国庫負  
担という御方針をとつて御提案になつ  
たかと思ひますが、結局一般の土木費  
はシャープ勧告の線に沿うて建設費か  
ら全額国庫負担で施行するといふ案が  
出ておるわけであり。農林水産に  
関してはどこまでも一部分の国庫補助  
で行く、漁港にしましても、或いは林  
道にいたしましても、用排水、河川に  
しましても、全額国庫負担で施行して  
貰うといふことは、恐らく万人の要望  
であろうと思ひます。そこでこう  
いうふうな二つの違つた建前が出され  
ておりますのですが、又農民、漁民の  
損をするような結果に陥らなければ、  
私はそれでいいと思ひますが、若しそ  
ういふ結果に陥るようなことがあれば  
甚だ面白くないのであります。同じ政

府から出されておりますのに、建前が  
二様になつておりますのですが、それ  
についてどういふふうな考えをお持ち  
でしようか、その点をお伺いいたし  
ます。

○政府委員(山添利作君)　先ず最初の  
シャープ勧告に対する態度ですが、率  
直に申しまして、シャープ勧告の全額  
国庫負担といふことにつきましては、  
農林省も建設省も反対なのでありま  
し、その理由は申上げるまでもなく、  
ああいふ原則を立てるといたしまして  
も、国の財政上の状況によりまして、  
金額といふものはどうも限定される。  
そういたしますれば仕事ができない、  
災害復旧が延び／＼になるというの  
で、原則的に皆反対なんでありませ  
れども、シャープ勧告がとにかく何と  
かやらなければならぬというので、二  
十五年度に出る臨時的な措置としてあ  
いいうことになつたわけでありまし  
て、これが二十六年度以降にどうなり  
ますか、政府の態度はやはりやめたい  
といふことだと思ひます。やめること  
になると断言することはできませんけ  
れども、尙それでは二十五年年度にお  
いて同様の歩調で行つたらいいじやな  
いといふことにつきましては、農林関  
係におきましては、ここに受益者とい  
ふものが多くある。灌漑排水の大  
きい施設、ちよつと見ますと川と選  
ぶところはないのであります。その  
維持管理は団体任せにしております  
し、受益者がある。そこでこれは全額  
国庫負担といふような中に入れること  
につきましては、河川や道路とは又違  
うといふので入れなかつたのでありま  
す。そこで御承知のように、地方財政  
委員会といふものがござまして、国の

事業と地方公共団体の事業の区分、並  
びに国と地方との経費の負担の区分、  
或いは負担の割合がよいなことを根本  
的に検討いたすことになつておりま  
す。その事柄は、自然災害につきまし  
ても検討され、結論が出るだらうと思  
ひますが、結論が出るだらうと思  
ふのであります。大して現状と変ら  
んと思ひますが、とにかく一応  
検討されることになつております。関係  
上、この法律案の題名も暫定措置に関  
する法律案、こういう名前が付いてお  
る、こういう状況になつておるのであ  
ります。

○専門員(林達磨君)　私は、要する  
に農民諸君、漁民諸君が損をするよ  
うなことさなければそれで結構だと思  
ひます。更に只今の土木関係の全額国  
庫負担といふ昭和二十五年年度にお  
ける災害復旧事業費国庫負担の特例に  
関する法律案の第二條第一項第五号と  
して挙げてありますところの港灣、漁  
港の災害復旧費は、全額国庫で負担す  
るという建前がとられておると思ひま  
す。が、港灣と漁港といふものは、殆  
んど同じようなものでありますので、  
漁港の災害復旧費も全額国庫で負担さ  
れるのが当然じやないかと私共思ひ  
ますが、その港灣といふ中には、  
漁港も包含してあるといふふうなこ  
とを小野政務次官が御答弁になつたとい  
ふふうなことを私聞き及んでおります  
が、その点、農林省との間にどうい  
うお話しがあるのではありませんか。  
更に私共は、先般漁港法が成立をいたし  
ております。従来は漁港法はございま  
せんでした。従つて港灣といふ言葉  
の中に漁港を包含されても、敢えて  
奇とするに足らなかつたのであります  
けれども、先般漁港法ができておりま

すので、従つてここには港灣の次に、  
当然漁港といふ言葉を加えられるのが  
至当であると私共考へております。た  
だ会期切迫の折で、修正といふことも  
なか／＼困難であらうかと思ひます  
が、この漁港も同様に港灣の中に入れ  
て、この二十五年年度に関する限り、災  
害復旧費は全額国庫で負担するとい  
う話がついておりますかどうかその点  
をはつきりと御答弁を願ひたいと思  
ひます。

○説明員(太田國宏君)　只今お話の全  
額国庫負担の問題につきましては、こ  
の法律が成立しますと同時に、大蔵省、  
経済安定本部、農林省三者におきま  
して、覚書を取り交し、漁港もこの法律  
に合致するものについては、全額国庫  
費を以てやるということになつており  
ます。御了承を願ひます。

○専門員(林達磨君)　この法律に合致  
するものといふと、漁港としてはどう  
いふ程度のものを包含すると考へてい  
いのですか。

○説明員(太田國宏君)　地方公共団体  
が維持管理しているもので、当該地方  
公共団体、即ち市町村以上のもので施  
行するものといふことになつており  
ます。

○専門員(林達磨君)　この農林水産業  
施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措  
置に関する法律案の中から抜き出して  
考えますといふと、漁業協同組合あた  
りが漁港、船溜りの施設をするとい  
う場合のみを除いて、市町村、県あたり  
が施行するものは全額国庫で負担す  
る、こういうふうな了解してよろしう  
ござい。○説明員(太田國宏君)　特例法により  
まして、地方公共団体が維持管理並び

に実施するものにつきましても、特に公共性のあるものとかいう限定を一部受けるのじやないかと思つております。例えば漁港につきましてもは浚渫工事のようなものを従来相当やつておつたのでありますが、これは今度の法律によりまして、維持的の工事につきましてはむずかしいのじやないかと思ひますので、そういうものが一部分全額国庫負担に入らないと思ひます。その他においては、大体全額国庫負担として取上げられるのじやないかと思つております。

○専門員(林達磨君) 大体はつきりいたしたいと思ひますが、更に南海震災の表のところに水産の漁港関係は挙げておらないわけでありまして、それにつきまして、先程委員長から御質問があつたのでありますが、その御説明によりまして、従来の率に更に県への補助がありまして、要するに統計して、漁港は十分の七という数字になるのだから、特にここに載せなかつたというお話でございましたが、そうするといふと、南海震災の復旧費というものは、漁港に限る限り、全然今日まで認めていなかつたわけでありまして、

○説明員(太田國宏君) 南海震災によりまして災害がありました。これが昭和二十三年度までで、地震直接のものにつきましては殆んど工事が終つてゐるのであります。それで二十五年におきましては、南海地震によりまして地盤沈下という問題が残つておりますが、これは従来十分の六・五を補助しておつたのであります。今回十分の四・五、これは市町村或いは漁業協同組合のものであります。これに対して県が二・五を持ちますから大体十分の

七、従来の率と大体変わらなくなるのであります。

○専門員(林達磨君) もう一つ、只今のお話でございましたけれども、水産委員会には南海震災関係の地方から、漁港の改修、復旧、修築について頻々と陳情請願が参つておるわけでありまして、沈下とか或いは隆起などの関係で、まあ四尺も沈んだ所もありますし、二尺も上つた所もあるといった場合で、各地方の漁港は相当ひどい影響を受けておるようでありまして、只今の御説明で大体分りましたのですが、更に一つ南海震災の關係で私共は今まで聞いております範圍では、ここに高知、和歌山、徳島、三重、香川とありますが、愛媛県が一番深刻な打撃を受けておるようでありまして、愛媛県についてここに全然挙つておりませんのは、どういふことでありましょうか。

○説明員(川名進一君) これはその當時はここに書いてある各県だけは取上げられたわけでありましてけれども、その後も南海地震によつて地盤の沈下、或いは高潮とか、そういうたものが起つて來ました。でこのときに取上げられなかつた愛媛県あたりのものについては、その次の地盤沈下で取上げておるわけですから、尚その後に地盤の変動とか、そういうことが起つて参りましたので、昭和二十四年度から高潮の災害としてそれを又取上げておるわけでは、

○専門員(林達磨君) もう一つ、先程の南海震災関係で、漁港に対して十分の七の補助があるということ、これが建前になつておるようでありまして、只今申上げました一般土木関係の二十

五年度の全額国庫負担というこの法律が通つて実行されますれば、当然先程の御答弁で、この震災関係の漁港も上げて二十五年に關する限りは百パーセント国庫負担で行けるということになるであらうか、二十五年に關する災害でなければ、これはいかんということになりましようか、その点をお伺ひしたい。

○説明員(太田國宏君) 二十五年に實施するものについては全部適用されると思ひます。

○専門員(林達磨君) そうしますと、つまり震災関係で現実にやらなければならぬ漁港が大分派山あるようですが、それを二十五年に實施します場合には全額国庫負担でやつて頂けるわけでしょうか。今の御答弁ではさういふふうに了解していいように思ひますが、如何でしょうか。

○説明員(太田國宏君) 現在決つております予算は二十四年度までの災害に対する予算でありまして、二十五年に對する予算は、これは改めて予算を要求しなければならぬと思ひますが、これはどういふ工合に要求するようになりまするか、二十六年の予算ということになるのじやないかと思つております。

○専門員(林達磨君) 有難うございませう。

○委員長(楠見義男君) 更に外に御発言をお願いいたします。

○加賀操君 先程から聴いておると少し疑問が起つたのですが、第一條及び第三條の事業を行う者というのですが、この範圍を少し明確に御説明をお願いいたします。

○説明員(川名進一君) これは農地關係につきまして私からお答えいたしました。が、これはいづれ政令、省令の中に明確に書くわけでありまして、大体土地改良法に書いてあります。大体同じでございます。市町村、それから土地改良関係、それから現在の耕地整理組合、水利組合、それから農業協同組合、まあさういふたようなものが大体やることになつております。

○委員長(楠見義男君) 今の一條の問題に關して、先程お話になつた今回から國が、直接事業を行う者に補助金を交付すると、こう言つておるのですが、國の場合には後にもあるように地方の公共團體が助成をするということとを條件にしてやつておるのですが、その場合には結局府県の補助金と國の補助金が合せて事業者にいくということになるから、結局やはり直接ではなく、經由をして行くことになるわけですね。

○説明員(川名進一君) さうでございます。

○加賀操君 答弁は一人ずつになつております。林業の方とか、水産の方とか……林業なら林業となる……と一々別々に喋らなければならぬのですか……

○説明員(太田國宏君) 水産の方は都道府県、市町村、それから水産協同組合がその事業主体になります。

○委員長(楠見義男君) 林業は……

○説明員(前田長久君) 林業を申上げます。林業の方は主体が大体森林組合、それから市町村並びに県営でございます。

○加賀操君 第二條に「農地」、それから同條二項に「林地荒廢防止」というの

があるのですが、一方は「農地」とはつきり書いてありますし、一方林地の方が抜けておるのですが、林地の方は林地が決壊したり、災害にかつた場合に対象になるのですかどうですか。

○説明員(前田長久君) この林地の方ですが、林地の方は施設の方で「林地荒廢防止施設」にかかわるものだけをこの法律案に挙げております。

○加賀操君 では二條の四項ですが「災害」というのがありますが、ここにいろ／＼な災害の種類を書いておると思いますが、その他の異状な天然現象といふのです。この「異状な天然現象」の中に大体どんなものが入つてゐるかお伺ひします。

○説明員(川名進一君) 異状の中には大体今まで考へておりましたのは地滑り、それから融雪、それから旱魃、まあ地盤の変動も大体地滑りと似たようなものだと思いますが、大体そんなところではないんじやないかと考へております。

○加賀操君 大体分りましたが、緩やかな継続的な地盤の沈下、及び上昇、それから海岸が段々に洗ひ去られる、こういう場合には含まれるか含まれないか。二番目に炭鉱の坑道の地表が陥没する場合、三番目鉄道、鉄道は入りま

すか入りますか。

○説明員(川名進一君) 緩慢な変動と申しますのは実はこの中に入れたらいいのでございます。天然の災害で防ぎようがないというふうな、さういふたようなものを考へておりますが、つまり今考へております中の地盤の沈下とか、高潮とかいふのは、昭和二十

一年の南海の震災を契機として起つたというところから取上げておるわけでありませう。それから鉦鋸、鉦鋸の方はこれは別の法律で考へております。炭坑の陥没も別な法律で考へております。現在提案されております特別鉦鋸の方で考へております。

○加賀操君 今提案中の法律が通らないう間はどうかするのですか。

○政府委員(山添利作君) この鉦鋸を原因として起ります災害につきましては、元來鉦鋸法によりまして鉦鋸業者が損害賠償をすべきものです。従つてそういう義務がありまゝするのです。この法律によりまして直ちに國が補助するといふ建前を取つておらないのです。併し事実問題として鉦鋸業者がない場合が非常に多い、或いはありましても特別鉦鋸の対象になつておりますように、事実上できない、こういう場合が有ります。そこでそれにつきましましてはこの法律の規定にはならないで、法律外で國が助成する、こういう建前でありまして、これは現にそういうふうによつておりますことは將來もその方針は変わりません。

○加賀操君 それから第三條へ参りまして、予算の範囲で補助することになつておりますが、予算の範囲でですから、若し非常に災害が多く起つた場合などにおきましては、予算が不足なかつた場合には箇所を減らすか、補助率を下げるか、事業の分量を少くするか、延ばすかそれ以外に方法はないのですか、そういう場合にこの法律で決めてある補助率は動かしませんか、又余りに事業分量を縮小すると、やつても何にもなりません、そういう点の御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) これは「予算の範囲内」と書いてございませうが、全体の法案の趣旨をいたしましては、ここに書いてあります補助費用を以て國が助成を必ずするといふ趣旨なのであります。ところがさう言ひましても、これは一年でやるか、二年でやるか、或いは五年でやるか、結局いろいろのケースをお述べになりましたが、財政の事情によりまして延びるという結果になるわけでありませう。

○加賀操君 第三條の原形に復旧するものが都合が悪いといふ場合に、その耕地等を放棄して換地して行く、こういう場合にそれをよくするための経費を差引いた額に對しては出さん、こういうことになつておりますが、例えば農耕地について言つた場合に、新しい未墾地を拓いた、こういう場合にその他の補助金は差額がある場合には貰えるわけなんですか。

○政府委員(山添利作君) 耕地についてはその耕地を捨てて他に開拓をするといふ場合にのみましては、現在の事情におきましては開拓は開拓としてのやり方をいたしておりますので、換地を以てこの法律を適用して行くといふ考え方はいたしておらないのです。ここに書いてありますのは、腰が三つ四つ流れた、これを統一してコンクリートで立派なものにしようじやないか、こういうようなことを考へておるわけでありませう。

○加賀操君 三條の一項に、「事業費」とありますが、これは從來通り事務費を含んでおると思ひますが、如何でしょうか。

○説明員(川名進一君) これは事務費と申しますか、工事費は含んでおります。

○加賀操君 工事費といふのがよく分らないんですが……

○説明員(川名進一君) つまり工事をやるに必要でございます。

○岡田宗司君 そうするとこの資料によりまして前には事務費が十分の六・五とか、十分の五とか或いは十分の八・五あたり事務費が出ておるものが、これはなくなつてしまふんですか。

○説明員(川名進一君) これは從來は府県が一切合切やつて、さうしてつまり事業者には工事費に對する補助だけやつておつたのです。さうして知事の責任において一切やつておつたので、それに対して今まで事務費を十分の六・五とか出して来たわけなんです。今回はそれが変わりました、事業者に對して補助するといふことになりましたので、地方の県に對する指導監督費は別になります。

○岡田宗司君 そうすると、それは法律では規定してないのですか、その事務費の分は……

○説明員(川名進一君) これは六條には、その点については規定するまでに至らなかつたわけなんです、併し出すといふことは認めておるわけなんです。

○岡田宗司君 そうすると、法律によらない支出といふことになるのですか。

○委員長(橋見義男君) 從來通り補助要綱で行くといふのでしよう。

○岡田宗司君 そうすると、補助要綱はそのまま残るわけですか、その部分だけ……

○政府委員(山添利作君) 従つて、この法律ができましたれば、災害復旧の事務を取扱ふ、或いは監督するための府県の事務費に對する補助という要綱が出るわけでございます。その又どれだけ出すかといふことにつきましましての率は、まだ決つていないので、目下折衝中でありませう。

○委員長(橋見義男君) 先程最初に川名君からお話があつた地方のクラスに對する法律上の義務付けですね、從來は任意といふのですが、從來も補助の場合にはそういう條件を付けておつたのでないですか。

○政府委員(山添利作君) いや付けてありません。

○委員長(橋見義男君) そうすると、地方の負担は、この法律が通ることによつて從來よりも負担が増すということになりますか。

○政府委員(山添利作君) 工事費については、さうなりますね。外の公共施設については實際に上付けておりますから……

○委員長(橋見義男君) そうすると、現実に補助については、補助率が從來と変わらない。まあ先程の條項の場合には別ですけども、大体例へば農地については從來も十分の五、さうすると今度は地方公共団体に対する義務付けをしておるから、補助を受ける方はそれだけ値えるわけですか。

○政府委員(山添利作君) あなたの御つしやる通りです。

○委員長(橋見義男君) こういう費用は、地方自治法との関係はどうなるのですか。こういう負担義務は、これはもうかけつてよいので、地方自治法の方には関係なくつてよいわけでしょうか。

○政府委員(山添利作君) これは法律によるのですからよいのです。

○岡田宗司君 どうも先程から私聞いておつて、腑に落ちないのは、この六條の費用は今度は計上するに至らなかつた。さうして別に補助要綱を作ると、こういうことになるのですが、一体又今度地方財政平衡交付金で、前よりも派山費用も入るし、地方税も余計取れて、地方財政は豊かになる。一々府県だのその他に對して、こういう事務費のようなものを出さないでもよいのではないですか、大体こういう費用が要つて、相当なパーセンテージの計上がなされておるのですが、果してこれが事実上事務費として使われておるかどうかわからないので、さういふものは府県に任せておいたらどうなんですか。府県だつて災弊が起れば、何とかそれくらいのもものは捻出してやるだらうと思ひます。事務費まで、一体補助の必要があるかどうか。むしろ事務費に補助する分があれば、事業費に補助した方がよいのではないかと思ひますが、その点どうでしょう。

○説明員(川名進一君) それは十分の六・五と言ひますけれども、實際從來やつておつたのは、工事費の六・五%に對してやつておつたわけですから、その六割五分を補助しておつたわけなんです。ですからそれ程の数ではないわけなんです。而も百姓は、設計とか、そういうことは殆んどできませんから、設計から監督まで殆んど県でやらなければならぬわけなんです。さういふ技術者も置かなければならぬわけなんです。

○岡田宗司君 それだから、さういふものは県費や何かで賄えないのですか。毎年々々にかく災害があつて、県の方では恒常的にさういふ人を置く

ておるのだらうと思うのですが、そんなものをわざ／＼やらなくたつて、それはどの額でないならば、一々事務費というものはやらないで済むのではないでしようか、どうでしょう。

○説明員(宮下好男君) この地方事務費の問題でございますが、只今の御質問は誠に御尤もと思いますが、この地方事務費につきましては、従来はこれは県に一括して国が交付したわけでございます。そうして一括して交付したものを、県が更に精算補助と決算補助によつて、各公共団体とか、或いは組合というものに交付しておつた関係上、県はすべてこれに対する指導、設計、監督、検査事務、それ／＼の仕事がありまして、それに要する地方事務費として、国がこれを交付しておつたのでございます。而も県は、災害復旧という仕事は外の仕事とは違ひまして、臨時に起る仕事でありまして、通常県に一定の仕事と、一定の職員がおりますけれども、災害というものは天然災害でございまして、御承知の通り一年に何回でも災害が繰返して起るといふような場合には、相当これに、対する事務費は必要になつて来るわけでございます。その費用を今までは出しておつたのであります。この法律をいたしましては、この地方事務費の問題が実は入つておられません。併しこの地方事務費としては、別途の方法で地方事務費を出さうじやないかということに一応大蔵当局或いは安本等で協議の結果、そういうふうな決つておるのであります。それにつきましては、将来のこれは見通しでありまして、平衡交付金が本年度は一千五十億ですか、そうい

うものによつて将来出したいという方向に進んでおるわけでありまして、それはどうかといふと、現在は補助職員といふことになつておりますけれども、どうも補助職員といふことは、事業が縮小されれば整理されるという一方に懸念があります。而も、一方県におる職員といふものは、やはり自治機関として、立派な職員としてその仕事をやつておるのでありますから、少くとも補助職員といふことでなくして、一般の県の職員と同じような経費の支出の方法によつて賄つて行くといふことが、理論に合つておるのではないかと、いふに考えられるのであります。そこで今後は、この地方事務費といふものは段々少くなる傾向にあつて、少くとも今後は平衡交付金といふようなものによつて行くふに考えておるのでございまして、とにかくこの法律をいたしましては、今年は取敢えずこの條文からは地方事務費といふものを取つておりますけれども、これはもう別な方法で、先程局長から申上げたように、別途に行くことになつておるのであります。この地方事務費は、そういうことになつておりますから、直ちに今これをなくするといふことはちよつと困難だらうと思ひます。而も県の方からは、地方事務費は現在交付金にも入つておらない、それから又自治庁においても、平衡交付金には本年度は補助職員関係の地方事務費は入つておらないから、従来通り出して貰いたいといふことを言つておるのでございます。そういう関係上、別途の方法で今年度は出して行きたいと思つております。以上であります。

○委員長(楠見義男君) それから川名君にちよつとお伺ひいたしますが、附則の八割とか九割の関係と、それから五條の九号の関係なんです、南海震災のものは三條の除外例として附則で決められておりますね、率に關する限りは併し五條の關係においては特例を認められておらないのだから、こういう條件が附くと結局南海震災については全額國庫負担ということになりますか。

○説明員(川名進一君) 農業用施設だけについてでございますね、本年度で終る見込でございますからそういうことになりまして。

○委員長(楠見義男君) これは今までもいいわけですか。

○説明員(川名進一君) そういうことでございます。今までも地方の負担だけいいと思ひます。

○岡田宗司君 三條の二項ですが、補助率が非常に違ふんです、十分の五、十分の六・五といふのも又外のところへ行くとそれと違ふ補助率がある。これは何か根拠があるのですか。こういうふうな農地に係るものは事業費の十分の五、農業用施設に係るものは事業費の十分の六・五、何か根拠があつてこういうふうなパーセンテージが違ふのですか。

○説明員(川名進一君) これは根拠といへばないでもないのですが、大体従来のものを踏襲してゐるわけです。

○岡田宗司君 こういうものは、災害によつて壊れて困る度合は同じだらうと思ふんです。困る度合が同じならパーセンテージを同じにしたらよさそうに思ふのですが、これは何ですか、同じにはならんですか。従来の通りのものを

の續けて行くだけが能じやないと思ふのですが、少くとも今度國庫で以て災害復旧は大いにやるんだといふのであつたら、これはパーセンテージを何か揃えるようにしたらどんなものかと思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員(山添利作君) この十分の五、十分の六・五、又は三分の二、三分の二といふのは十分の六・五と違ひないでして、この違ひは農地、或いは林道、こういうふうに当事者負担的な色彩の強いものですね。それと公共性の強いものを區別しておるわけなんです。林道の荒廢防止施設は公共的、林道の方はこれは農地より公共的ですから、まあ荒廢防止施設と比べれば、これは個人的だ、こういうふうな五割と十分の六・五と區別してゐるわけでありまして、十分の六・五と三分の二とは十分の〇・一くらいしか違ひないのに、これは一緒にしない、これはどういふことかといふことは誰でも下げるということに同意しない、さればと言つて上げるということは大蔵省の方がいけませんというわけで、従来通りにしてゐるんですが、何かこれらのことにつきまして地方財政委員会等で國の負担、地方の負担その他区分原則が明確になりますれば、或いは統一される機会もあるかと思ひます。

○岡田宗司君 今の農地それから農業用施設に關するもの十分の五と十分の六・五の補助率ですが、農家に資本の蓄積が相當あるようなことであれば勿論いいんですけれども、御承知のよう日本農家の状態なんです。天然現象によつてひどい目に遭わされてなかなか起ち上れないのだから、成るた

け國家の方でも多少見てやる必要があるのじやないか。そういたしますと、これはやはり揃えて十分の六・五にしてやるというふうにした方がいいんではないかと思ふんですが、そういうふうには御努力願へませんか。

○政府委員(山添利作君) これは參考資料にもございますように、多年に亘つて十分の五として來たのであります。個人的なもの、公共的なものと幾らかそこに色彩の相違がありますといふことの外、實際仕事をいたします場合に、農地に係るものは自家努力による点が非常に多いんです。堰なんか造りますのに請負業者にかかる金と、それから農地の場合の費用で、相当自分の負担でやるといふ場合は、おのずからそこに経済的な相違があるといふのであります。これを看取するといふことは非常にむずかしいと思ふのであります。併し實際に當嵌めて見まして、農家の経済の状況とその負担という關係が、適切でなければならぬわけでありまして、どうしても十分の五ではいけないということが明確になりますれば、当然それはこの補助率を引上げることを要求する場合もあるかと思ひます。

○岡田宗司君 第五條ですが、「左に掲げる災害復旧事業については適用しない。経済効果の小さいもの、維持工事とみるべきもの、明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの、甚しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの、災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの」いずれにしても災害が起つて、そ

ここに大きな損害が生じたことは明瞭な  
んですが、そういうような原因がある  
ということになると出さない。一体こ  
ういうような原因はどの程度のところ  
からがその災害によるもので、どの程  
度がそうでないかというこの判定で  
すが、これは一休何を基準としてやる  
のですか。

○政府委員(山添利作君) これは一ヶ  
所十五万四以上かかりますものは全部  
原則的に補助の対象になるのでありま  
すが、第一の「経済効果の小さいもの」  
といふのは、この復旧に非常に多  
額の金を要する、ところがそれを復旧  
して見た結果の経済的価値は非常に小  
さいのです。とてもバランスが取れな  
いという場合、極端に申しますと  
農地が陥没して海底になった、これ  
を復旧しようとする、これには大変な  
金がかかるのですが、そういうことは  
やらないという趣旨であります。そこ  
で具体的にそれでは復旧工事の場合な  
んかにどうするか。これはやはり補助  
をする復旧費の額を五万四とか、六万  
四というもので切りますが、実際に  
は八万四かかるかも知れない。又百姓  
にして見ればそこまでやらんかも知れ  
ないが、併し国としては六万四なら六  
万四を基礎にして切つて置くというこ  
とになるんですけれども、これは非常  
に極端な場合には当事者がやろう  
としないということになるのでありま  
して、維持工事と見るべきもので、小  
さくて十五万四以下であれば問題はない  
のでありますが、十五万四以上の、水路  
の端つこが非常に延長が長く少しずつ  
石が崩れた、ちよつと直せばいいじや  
ないか、こういうようなものはわざわざ  
国が、当然これは平生の維持管理と

してやるべきことに属するのだから、  
その程度のもは助成はしないという  
ことであります。それから三番目と四  
番目につきましてはこれは具体的なナ  
イスにぶつかることは実際には極めて  
稀であるが、こういうふうなことは主  
義として明確にしておきまないと、と  
かく放つておいてそのうち災害があれ  
ば何とか却つてよくなるだろうという  
ような弊害を生ずることは防止した  
い、こういうわけでありまして。

○委員長(橋見義男君) ちよつと林野  
庁長官にお尋ねするのですが、専門員  
の方で、先程の説明で了解したところ  
を私聞いて、ちよつと疑問に思ふので  
すが、この点お伺いするのですが、専  
門員の了解したのは林地の荒廃防止施  
設の新設の場合は本法で補助をし、  
林地荒廃防止施設が被害を受けた場  
合は、建設省関係か或いは他の関係  
で補助を受けるのだと、こういうふう  
に聞いたと、こう言つておるのです  
が、それは適で、この一條に書いてあ  
るように、林業用施設の災害復旧事業  
を行う者に対して補助を行うものであ  
ると、こうあるから、新設の場合の補  
助は別の法規か或いは要綱でやり、そ  
の林業用施設が災害を受けるときに初  
めてこの法律で補助を受けると、こう  
しないと法律の建前に合わないように  
思ふのですが、その関係はどうです  
か。

○岡田宗司君 これはちよつと坂本政  
務次官にお伺いしますが、これは農林  
水産省施設災害復旧事業費国庫補助の  
暫定措置に関する法律案なんです、暫  
定の措置というのはどういう意味で  
すか。

○政府委員(山添利作君) これは御承  
知のように地方財政委員会というもの  
ができました、国の行務事務、地方団  
体の負担する経費、或いはその相互の  
負担割合、これらの根本原則を再検討  
するということになっております。こ  
で、災害についても自然そういうこと  
で検討をされる。それによりまして  
この法律に書いてありますことと違つ  
た結論が出ますれば、それによつて直  
して行く。その根本方針が決るまで先  
ず現状でやつて行く、こういう意味で  
暫定と書いてあるわけでありまして。

○説明員(前田長久君) 林地の荒廃防  
止施設は、林地の保全又は災害防止の  
ために溪間及び山腹の施設、それから  
潮害防止又は飛砂防止のための海岸保  
安施設、こういうような施設の場合で  
ありまして、林地の方には適用しない  
のです。

○委員長(橋見義男君) 速記を止め  
て。  
○委員長(橋見義男君) 速記を始め  
て。  
○岡田宗司君 今に關連してです  
が、林地の復旧はどうしてやらないの  
ですか。例えばさつきのお話ですと、  
これが林業用施設だから林地の復旧は  
やらんことになっておる……  
○説明員(前田長久君) 林地は施設と  
いうふうには誤解を受けますので、林  
地というものは一応定義としては施設  
ではないということになっております。  
○岡田宗司君 農業の駄目になつたも  
のには復旧するのに金を出す、林地の  
方はそれじゃ災害の復旧にはこの法律  
によつては金を出さないのですか。  
○説明員(宮下好男君) そういうこと  
です。  
○岡田宗司君 林地は他の法律で出す  
のですか。  
○説明員(宮下好男君) 林地は別途に  
分けております。  
○岡田宗司君 それはどういふ法律が  
あるのですか。  
○説明員(宮下好男君) 法律はないの  
ですが。  
○岡田宗司君 法律がなければ金は出  
せないことになる。やはりこれは農

地、農業用施設、それから林地、林業  
用施設にならんと困るのじやないで  
すか、例えば林地があつて、そこに林業  
用の施設がある。災害で林地も林業用  
の施設も駄目になつてしまつた。そう  
して林業用の施設だけ直してやつた  
ら林地を直す金がなければなんにもな  
らん。これはやはり林地を入れなければ  
問題にならん。

○説明員(宮下好男君) 林地は今検討  
しておらないのでございまして。  
○委員長(橋見義男君) 速記を止めて  
下さい。  
○委員長(橋見義男君) では速記を始  
めて下さい。大分御勉強頂きましたが  
ら、本日はこれで散会いたします。  
次は月曜日の十時から開会いたしま  
す。  
午後五時一分散会  
出席者は左の通り。  
委員長 橋見 義男君  
理事 羽生 三七君  
池田 宇右衛門君  
石川 準吉君  
委員 岡田 宗司君  
門田 定藏君  
深水 六郎君  
加賀 操君  
山崎 恒君  
岡村 文四郎君  
政府委員 農林事務次官 坂本 實君  
農林事務官 (農地局長) 山添 利作君  
林野庁長官 横川 信夫君  
事務局側 常任委員会専門員 林 達磨君

説明員

農林技官 川名 進二君  
(農地局建設部)  
農林事務官 宮下 好男君  
(農地局建設部)  
農林技官 前田 長久君  
(林野庁林政課)  
農林技官 太田 國宏君  
(水産庁漁政課)

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案  
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案  
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案

(目的)

第一條 この法律は、農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設(以下「農地等」という。)の災害復旧事業を行う者に対し、その災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で農地とは耕作の目的に供される土地をいい、農業用施設とは農地の利用又は保全に必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。

- 一 かんがい排水施設
- 二 農業用道路
- 三 農地又は農作物の災害を防止

するため必要な施設

2 この法律で「林業用施設」とは、林地の利用又は保全に必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。

- 一 林地荒廃防止施設
- 二 林道

3 この法律で「漁港施設」とは、漁業の根拠地となる水域及び陸域内にある施設であつて、左に掲げるものをいう。

- 一 外かく施設
- 二 けい留施設
- 三 水域施設

4 この法律で「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異状な天然現象により生じた災害をいう。

5 この法律で「災害復旧事業」とは、災害によつて必要を生じた事業で、災害にかつた農地等を原形に復旧することを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。

6 災害によつて必要を生じた事業で、災害にかつた施設(農地を含む。以下同じ。)を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

7 前二項の場合において、一の施設について災害にかつた箇所が五十メートル(漁港施設にあつては二十メートル。以下同じ。)以内の間隔で連続しているものに係る

工事並びに一の施設について災害にかつた箇所が五十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事又は二以上の施設にわたる工事等当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事を施行する者が二以上あるものについては、この限りではない。

(補助の対象及び補助率)

第三條 国は、農地等の災害復旧事業について、当該事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、その事業費(前條第六項に規定する事業のうち原形に復旧することが不適当な場合に之に代るべき必要な施設をすることを目的とするもの)については、当該事業の事業費が当該施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる場合においては、原形に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額(以下同じ。)の一部を補助することができる。

2 前項の規定により国が行う補助の比率は、左の区分による。

- 一 農地に係るもの  
当該災害復旧事業の事業費の十分の五
- 二 農業用施設に係るもの  
当該災害復旧事業の事業費の十分の六・五
- 三 林業用施設に係るもの  
イ 林地荒廃防止施設に係るもの  
当該災害復旧事業の事業費の三分の一

林道に係るもの

当該災害復旧事業の事業費の十分の五

漁港施設に係るもの

都道府県又はその機関の維持管理に属する施設に係るもので当該都道府県が施行するもの  
当該災害復旧事業の事業費の十分の六・五

市町村(特別地方公共団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一條に規定するものをいう。))若しくはそれらの機関又は水産業協同組合(以下「市町村等」という。))の維持管理に属する施設に係るもので当該市町村等の施行するもの  
当該災害復旧事業の事業費の十分の四・五。但し、当該都道府県が当該災害復旧事業につき当該市町村等に對して行う補助金の交付又は市町村等の負担金の免除の額のその事業費に對する比率とあわせて十分の十をこえる場合は、そのこえる部分を減じた比率。

第四條 前條の規定により補助金の交付を受けた者は、その交付を受けた年度において当該目的である災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、その交付を受けた補助金のうち災害復旧事業費の剰余額に同條の比率を乗じて得た額に相当する金額を、当該年度の終了後遅滞なく国に返還しなければ

ならない。

2 農林大臣は、前條の規定により補助金の交付を受けた者がその補助金を受けた年度において当該補助金の目的である災害復旧事業にその補助金を使用しないとき、当該補助金の目的に反してその補助金を使用したとき、又当該補助金の目的である工事の施行が著しく不適当であるときは、その者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その返還を命ぜられた金額を遅滞なく国に返還しなければならない。

(適用除外)

第五條 この法律は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 経済効果の小さいもの
- 二 維持工事とみるべきもの
- 三 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 四 甚しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 五 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの
- 六 土砂流入による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒徑一ミリメートル以下の土砂にあつては二センチメートル、粒徑〇・二五ミリメートル以下の土砂にあつては五センチメートルに満たない農地に係るもの
- 七 耕土流失による農地の災害復旧

旧事業のうち、その筆における流失耕土の平均の厚さが一割に満たない農地に係るもの  
八 災害により搬出不能となつた用薪材の量が二千石に満たない林道、その他農地等のうち主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

九 地方公共団体（ロ）にあつては都道府県が左の基準以上の助成を行わないもの  
イ 農地、農業用施設又は林道に係るもの  
当該災害復旧事業の事業費の十分の一に相当する額の補助金の交付又は負担金の免除

ロ 市町村等の維持管理に属する漁港施設に係るもの  
当該災害復旧事業の事業費の十分の二・五に相当する額の補助金の交付又は負担金の免除

（都道府県知事の指導）

第六條 都道府県知事は、農地等の災害復旧事業につきこの法律により補助を受けて工事を行う者に対し、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

（他の法律との関係）

第七條 この法律により国が補助を行う災害復旧事業については、都道府県災害土木費国庫負担ニ関スル法律（明治四十四年法律第十五号）による補助は行わない。

（実施規定）

第八條 この法律の実施のための手

続その他その執行について必要な事項は、政令で決める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 昭和二十一年に発生した南海震

災及び昭和二十二年に新潟県において発生した融雪地すべりによる農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する昭和二十五年における補助の比率については、第三條の規定にかかわらず、左の区分によるものとする。

| 災害別    | 県別  | 災害を受けた種目別 |        |
|--------|-----|-----------|--------|
|        |     | 農地        | 農業用施設  |
| 南海震災   | 高知  | 十分の八・五    | 十分の九   |
|        | 和歌山 | 十分の八      | 十分の八・五 |
|        | 徳島  | 十分の七・五    | 十分の八・五 |
|        | 三重  | 十分の七・五    | 十分の八・五 |
|        | 香川  | 十分の七・五    | 十分の八・五 |
| 融雪地すべり | 新潟  | 十分の九      | 十分の八・五 |

昭和二十五年五月二十九日印刷

昭和二十五年五月三十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所